

名古屋市告示第648号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び道路の区域の決定を行い、令和4年11月9日から道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年11月9日

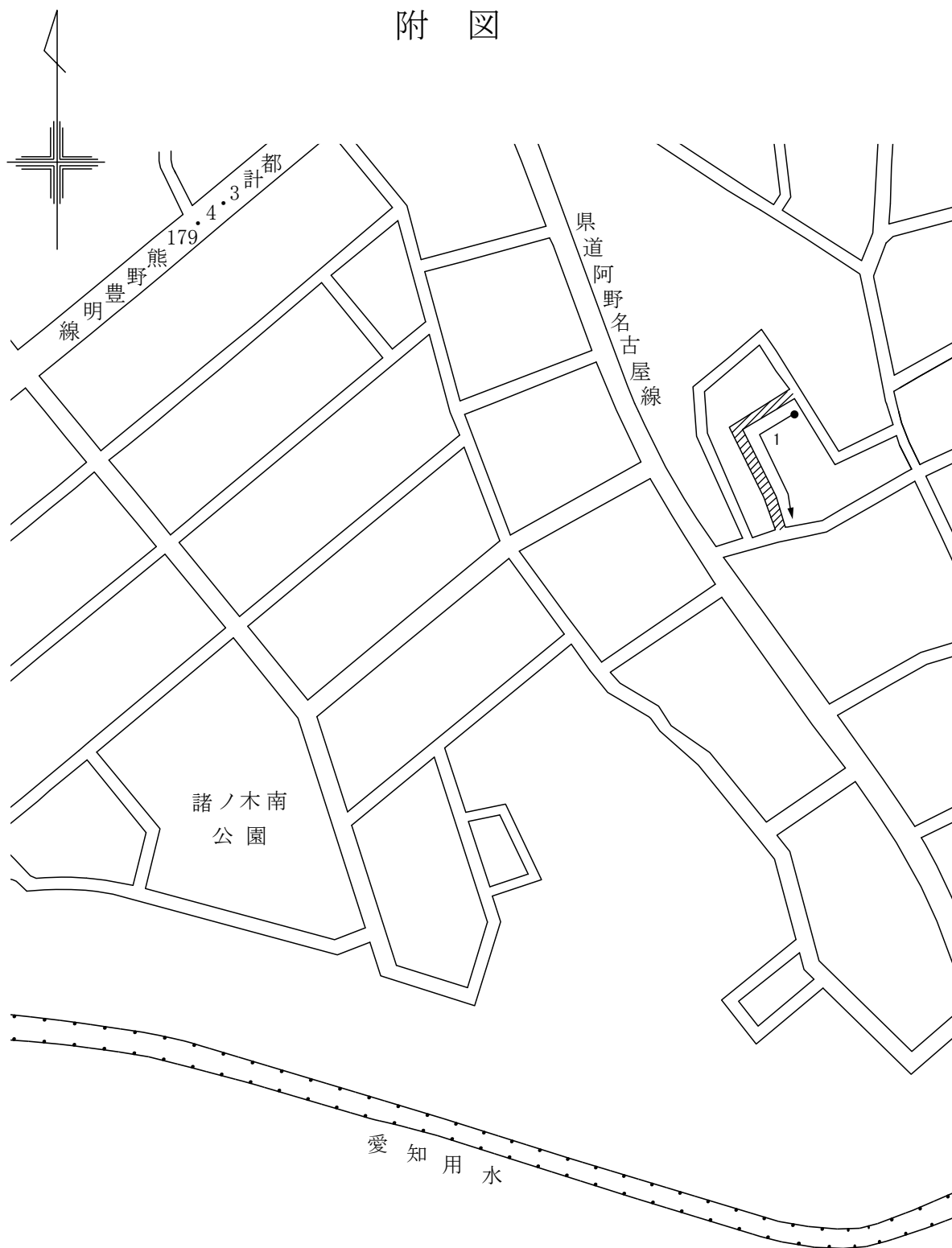
名古屋市長 河村 たかし

路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

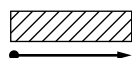
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メ ー ト ル	
市道	1	諸の木二丁目第1号線	名古屋市緑区諸の木二丁目2206番の16地先から 名古屋市緑区諸の木二丁目2208番の2地先まで	0.074	6.01 ～ 6.02	附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する路線